



『誰か』のこと じゃない



社会には様々な人権課題が依然として存在しますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係ないこと」ではありません。誰もが人権問題を自分や自分の身近な人の問題と捉え、お互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動ができるような社会を作りましょう。

法務省は、このような社会の実現のために、人権の啓発活動協調事項を設定しています。

令和7年度 人権の啓発活動強調事項

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別(同和問題)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

成田市では、さまざまな人権問題・もめごと・なやみごとについて人権擁護委員が相談をお受けする「もめごと・なやみごと・苦情相談」を開催しておりますので、ご利用ください。

令和7年度開催予定												
4/22 (火)	5/27 (火)	6/3 (火)	7/22 (火)	8/26 (火)	9/30 (火)	10/28 (火)	11/25 (火)	12/2 (火)	1/27 (火)	2/24 (火)	3/24 (火)	
受付時間	10:00~11:30／13:00~14:30											
相談会場	市役所2階 市民協働課市民相談室											

お問い合わせ先

成田市市民協働課
☎0476-20-1507